

(公財) 福井県建設技術公社 図書利用規程

(趣旨)

第1条 この規程は、(公財) 福井県建設技術公社（以下「公社」という）の図書利用に関し必要な事項を定める。

(図書の利用)

第2条 図書の貸出し時間は、土日祝および年末年始を除き、午前9時から午後4時30分までとする。

- 2 図書を借りようとする者は、身分を証明するものを提示し、受付に申し出て利用カード申請書に記入し利用カードの交付を受けなければならない。
- 3 図書を借りようとする者は、受付に申し出て、公社が定める手続きにより図書の貸出しを受けることができる。
- 4 同時に借りられる図書は、1人につき原則として5冊までとする。
- 5 貸し出し期間は原則14日以内とする。
- 6 借りた本は、第三者に貸与したり、譲渡してはならない。
- 7 本の返却においては、受付に申し出て、公社が定める手続きにより、図書を返却しなければならない。
- 8 郵送による貸出し返却は受け付けない。
- 9 図書を返却しない者には、督促し、今後図書の貸し出しは行わない。

(損害の賠償)

第3条 利用中の図書を滅失し損じた場合、又は著しく破損、使用に耐えられない状態とした場合は、同一品をもって賠償しなければならない。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。